## 武庫川水系河川整備計画フォローアップ委員会運営要領(案)

#### (趣 旨)

第1条 武庫川水系河川整備計画フォローアップ委員会設置要綱第10条の規定に基づき武庫川水系河川整備計画フォローアップ委員会(以下「委員会」という。)の 議事及び運営に必要な事項を定める。

### (議事)

第2条 委員長は、委員会の会議の議長となる。

第3条 会議において発言しようとする者は、名を告げ議長の許可を得なければならない。

#### (代理出席)

- 第4条 地域住民等の委員(公募の委員を除く。)は、事故その他やむを得ない理由 により会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。
- 2 代理人は、会議開催前に委任状を会長に提出しなければならない。

#### (会議の公開)

- 第5条 会議は、その運営に関する議事を除いて公開するものとする。ただし、次の 各号のいずれかに該当する場合であって、委員の協議により会議を公開しないとし たときは、この限りでない。
  - (1) 情報公開条例(平成 12 年兵庫県条例第6号)第6条各号に該当すると認められる情報を含む事項について報告を受け意見を述べる場合
  - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障を生ずると認められる場合
- 2 会議の公開に関して必要な事項は、別に定める。

#### (議事録)

- 第6条 委員会は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成する。
  - (1) 開催の日時及び場所
  - (2) 出席した委員の氏名
  - (3) 議事の内容
  - (4) その他会議において必要と認める事項
- 2 議事録は、議長及び議長が指名する委員1名が署名して確定する。
- 3 議事録は、会議を公開した場合は公開とし、会議を非公開とした場合は非公開と する。ただし、委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

附 則

#### (施行期日)

1 この要領は、平成23年 月 日から施行する。

# (この要領の失効)

2 この要領は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。